

## 4. 高齢者の福祉

4-1

### 敬老手帳って、何の役に立つの？

敬老手帳には高齢者向けの様々な制度の紹介、窓口の案内が記載されています。これらの情報を活用していただき、必要なサービスを受けられるよう、情報源としてご利用ください。

敬老手帳と一緒にお渡ししている敬老優待券をご提示いただくことで、東山動物園等、市内の市民利用施設を割引料金で利用することができます（一部民間施設も対象になります。ご利用いただける施設は敬老手帳に記載してあります。）

敬老優待券には写真の添付、住所等の記入が必要となります。

敬老手帳・敬老優待券について、詳しくは福祉課福祉係（支所管内にお住まいの方は支所区民福祉課福祉係）へお問い合わせください。

お問合せ先

旧区管内の方は  
西区役所 福祉課 福祉係

TEL.(052)523-4598 FAX.(052)521-0067

支所管内の方は  
山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409